



県 章

滋賀県公報

平成 30 年（2018 年）
11 月 9 日
第 4499 号
金 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

目 次

○ 告 示

- 保安林予定森林の通知（森林保全課）..... 1
- 保安林の指定施業要件の変更の通知（森林保全課）..... 1
- 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の廃止の届出（障害福祉課）..... 3
- 滋賀県農業技術振興センターの農産物の荒茶販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託（農業経営課）... 3
- 滋賀県農業技術振興センターの農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託（農業経営課）..... 3

○ 公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出の公告（中小企業支援課）..... 4

○ 環 境 事 務 所 告 示

- 土壌汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定（南部）..... 4

告 示

滋賀県告示第466号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があった。

平成30年11月9日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 保安林予定森林の所在場所 長浜市余呉町上丹生字東葛籠原1787-1・1789-1・1791-2・1792-2（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。
（「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

滋賀県告示第467号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成30年11月9日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 米原市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。

米原市(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。

(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および米原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第468号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成30年11月9日

滋賀県知事 三日月 大造

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 米原市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。

(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および米原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第469号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成30年11月9日

滋賀県知事 三日月 大造

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 米原市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。

(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および米原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第470号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成30年11月9日

滋賀県知事 三日月 大造

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 米原市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

米原市(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。

(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および米原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第471号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

平成30年11月9日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害児通所支援の種類	事業所番号	廃止年月日
放課後等デイサービス キッズ☆station 近江八幡 EAST	近江八幡市上田町1327-1	株式会社スマイルフューチャー	東近江市桜川西町801番地1階	放課後等デイサービス	2550400127	平成30.10.31

滋賀県告示第472号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、滋賀県農業技術振興センターの農産物の荒茶販売に係る物品売払代金の徴収事務を次のとおり委託した。

平成30年11月9日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 委託の相手方 全国農業協同組合連合会滋賀県本部 大津市京町四丁目3番38号
- 2 委託事務の内容 滋賀県農業技術振興センターの農産物の荒茶販売に係る物品売払代金の徴収事務
- 3 委託期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 4 徴収の方法 現金で徴収する。

滋賀県告示第473号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、滋賀県農業技術振興センターの農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務を次のとおり委託した。

平成30年11月9日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 委託の相手方 丸一八日市総合青果株式会社 東近江市市辺町2533番地
株式会社オーミ青果 彦根市安食中町327番地
- 2 委託事務の内容 滋賀県農業技術振興センターの農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務
- 3 委託期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 4 徴収の方法 現金で徴収する。

公 告

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成30年11月9日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 (仮称) ドラッグコスモス彦根駅東店 彦根市外町街区番号3番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社コスモス薬品 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階 代表取締役 宇野正晃
- 3 変更しようとする事項 駐車場の自動車の出入口の位置
 - (1) 変更前 3か所 届出書の添付図面3記載のとおり
 - (2) 変更後 3か所 届出書の添付図面4記載のとおり
- 4 変更年月日 平成30年10月6日
- 5 変更の理由 近隣住民からの要望のため
- 6 届出年月日 平成30年9月28日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
彦根市産業部地域経済振興課 彦根市大東町2番28号
 - (2) 縦覧期間 平成30年11月9日から平成31年3月11日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 平成31年3月11日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

環 境 事 務 所 告 示

滋賀県南部環境事務所告示第2号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成30年11月9日

滋賀県南部環境事務所長 卯 田 隆

- 1 指定する区域の所在地 次に示す土地の一部の区域
栗東市野尻字横田1番1、1番3、1番4
栗東市野尻字向田75番、75番2
栗東市野尻字宮ノ前80番
栗東市蜂屋字畑堂412番1
- 2 指定する区域の表示 次の図のとおり
- 3 土壤溶出量基準(土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第31条第1項の基準をいう。)に適合していない特定有害物質の種類 鉛およびその化合物
- 4 土壤含有量基準(規則第31条第2項の基準をいう。)に適合していない特定有害物質の種類 鉛およびその化合物
(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県南部環境事務所に備え置いて閲覧に供する。)